

令和元年9月30日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年8月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	42トン	22トン
		0.1トン	42トン	超過済
3	クリーム	29トン	18トン	11トン
		7.8トン	18トン	超過済
4	粉乳類	50,712トン	15,712トン	35,000トン
		11,065トン	14,997トン	超過済
5	無糖れん乳	2,168トン	702トン	1,466トン
		7.7トン	694トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	111トン	5トン
		13トン	18トン	超過済
7	ヨーグルト	13トン	14トン	超過済
		0トン	14トン	超過済
8	バターミルク	188トン	16トン	172トン
		5.6トン	7.7トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	15,641トン	52,284トン
		36,287トン	14,058トン	22,229トン
10	その他の乳製品	12,628トン	2,879トン	9,749トン
		6,836トン	2,879トン	3,957トン
11	バター	15,408トン	11,717トン	3,691トン
		731トン	11,526トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	40,324トン	69,642トン
		78,537トン	23,976トン	54,561トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	2,062,425トン	3,825,331トン
		3,064,807トン	2,021,815トン	1,042,992トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	493,984 トン	824,219 トン
		212,886 トン	116,474 トン	96,412 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	235,800 トン	564,823 トン
		714,372 トン	235,800 トン	478,572 トン
15	コーンスターク	1,135 トン	1,245 トン	超過済
		125 トン	1,245 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	4,351 トン	12,059 トン
		2,906 トン	4,288 トン	超過済
17	マニオカでん粉	164,864 トン	61,091 トン	103,773 トン
		161,600 トン	61,091 トン	100,509 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	6,407 トン	15,667 トン
		22,074 トン	6,407 トン	15,667 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	705 トン	1,060 トン
		858 トン	665 トン	193 トン
20	イヌリン	791 トン	419 トン	372 トン
		6.9 トン	29 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	17,319 トン	20,001 トン
		37,406 トン	17,319 トン	20,087 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	128 トン	244 トン
		344 トン	128 トン	216 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	2,422 トン	7,141 トン
		1,792 トン	767 トン	1,025 トン
24	でん粉調製品	108 トン	81 トン	27 トン
		101 トン	81 トン	20 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	1,223 トン	5,044 トン
		143 トン	720 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	3,716 トン	17,395 トン
		98 トン	625 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	0 トン	8.5 トン
		8.5 トン	0 トン	8.5 トン
29	生糸	479 トン	103 トン	376 トン
		475 トン	103 トン	372 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。